

R 3 柏原小学校いじめ防止基本方針

東串良町立柏原小学校

1 基本方針

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」といういじめに対する認識を全職員で共有し、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見・対応に取り組む。

2 内容に関する事項

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 未然防止の視点

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない行為である」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

ウ いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感、自己肯定感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(3) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、日頃から地域、家庭と連携して児童を見守る。

イ いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知する。

ウ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、早い段階から「生徒指導いじめ防止対策委員会」を活用して、いじめに係る事実関係を組織的に掌握し、早期対応を講じる。

(4) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無を確認する。さらに、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援と、いじめを行った児童やその保護者に対する指導や助言を継続的に行う。

イ 速やかに教育委員会へ連絡・相談を行い、必要に応じてSSWやSC、児童委員や民生委員、関係機関等と連携を緊密にし、いじめに的確に対処する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(5) 教職員の資質の向上

教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処ができるよう、SSWやSC等の専門家を活用してカウンセリング能力を高めるなど、職員研修等を通していじめに係る理解を深め、資質の向上に努める。

(6) 地域や家庭、関係機関との連携

ア P T Aや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

イ いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童に対して根気強く毅然とした指導を継続して行う。さらに、保護者の理解・協力が不可欠であるので、家庭と十分な連携を図る。

ウ いじめ問題の対処に十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携して対処する。また、平素から関係機関との情報共有体制を構築し、児童や保護者に関係機関を適切に周知しておく。